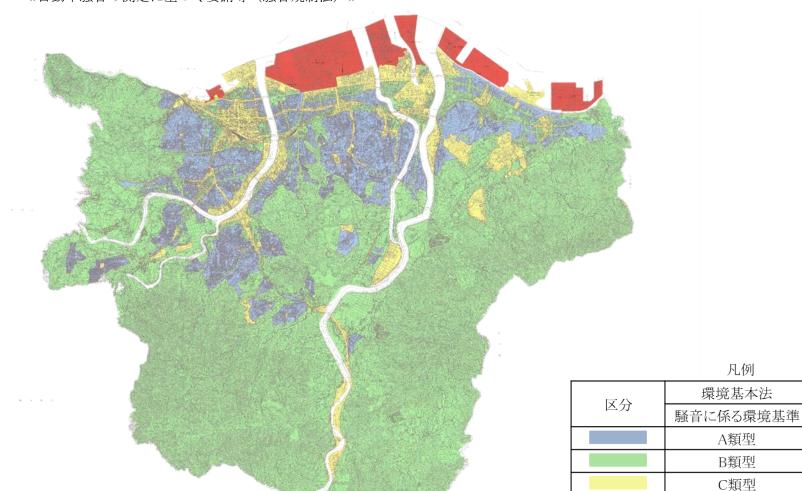
# 騒音•振動

資7-1-1 騒音に係る環境基準の指定地域及び自動車騒音の指定地域図

<環境基準の類型>

- ≪騒音に係る環境基準(環境基本法)≫
- ≪自動車騒音の測定に基づく要請等(騒音規制法)≫



騒音規制法

自動車騒音

a区域

b区域

c区域

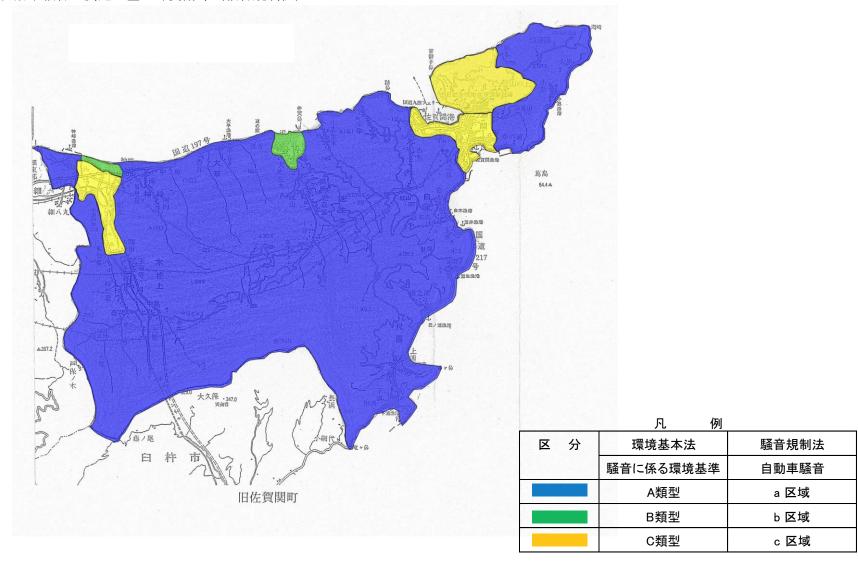
除外区域

除外区域

# 資7-1-2 騒音に係る環境基準の指定地域及び自動車騒音の指定地域図(佐賀関地区)

≪騒音に係る環境基準(環境基本法)≫

≪自動車騒音の測定に基づく要請等(騒音規制法)≫



# 資7-1-3 騒音に係る環境基準の指定地域及び自動車騒音の指定地域図(野津原地区)

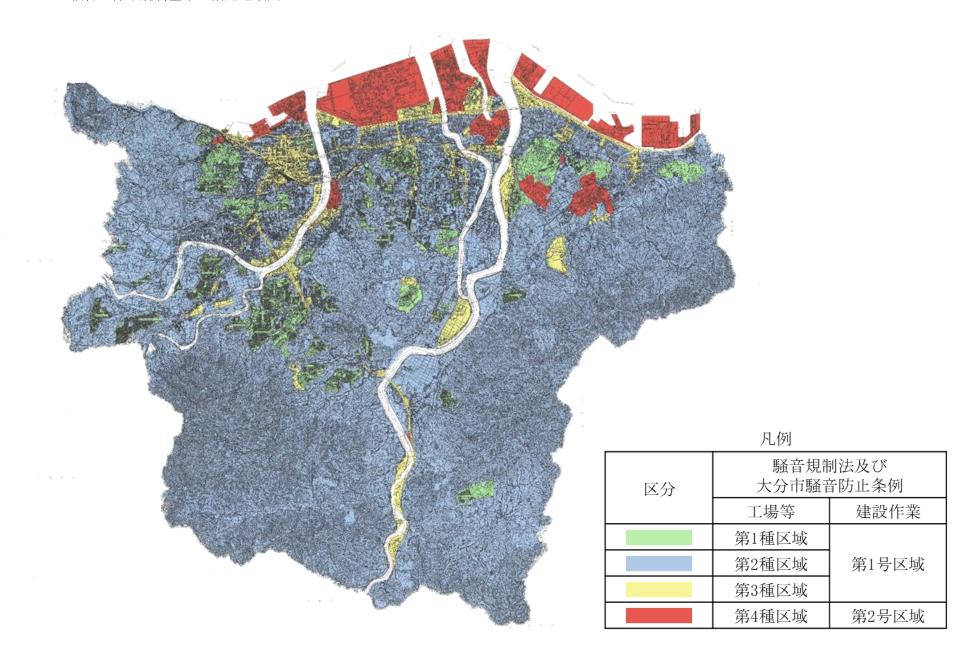
≪自動車騒音の測定に基づく要請等(騒音規制法)≫



凡 例

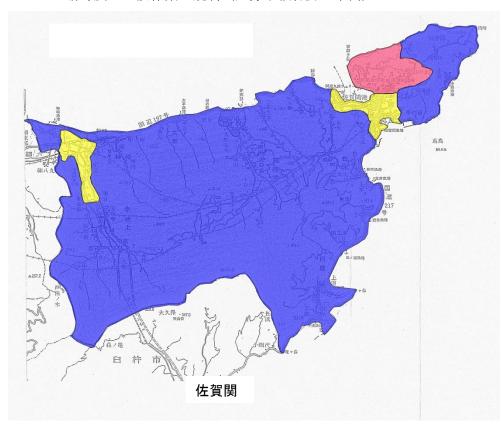
豆 八	騒音規制法
区分	自動車騒音
	b 区域

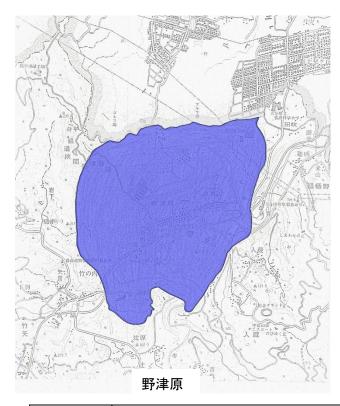
資7-2-1 騒音に係る規制基準の指定地域図



# 資7-2-2 騒音に係る規制基準の指定地域図(佐賀関地区、野津原地区)

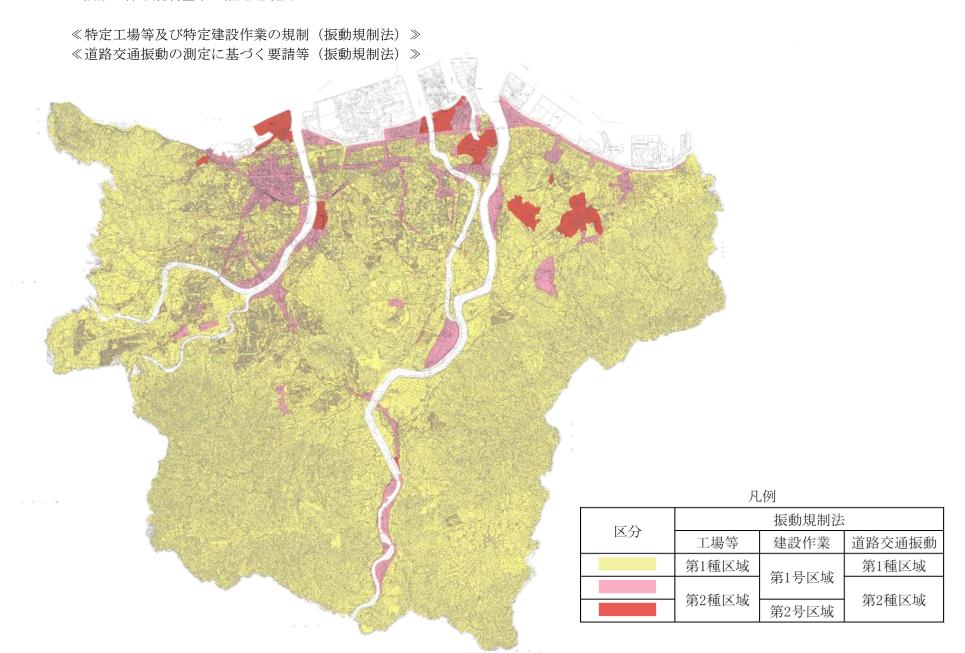
- ≪特定工場等及び特定建設作業の規制(騒音規制法)≫
- ≪工場等及び建設作業の規制(大分市騒音防止条例)≫





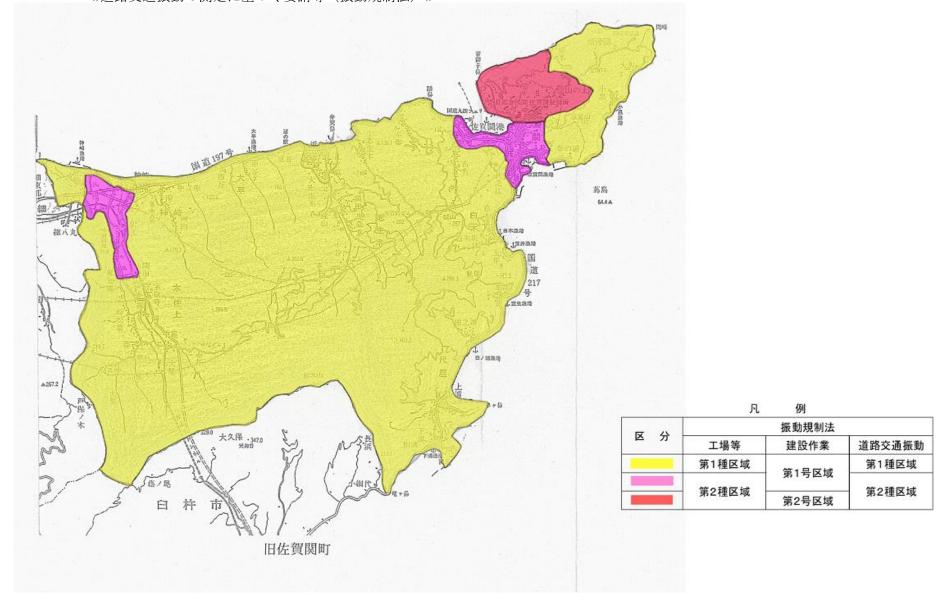
区分	騒音規制法及び 大分市騒音防止条例	
	工場等	建設作業
	第1種区域	
	第2種区域	第1号区域
	第3種区域	
	第4種区域	第2号区域

資7-3-1 振動に係る規制基準の指定地域図



#### 資7-3-2 振動に係る規制基準の指定地域図(佐賀関地区)

- ≪特定工場等及び特定建設作業の規制(振動規制法)≫
- ≪道路交通振動の測定に基づく要請等(振動規制法)≫



資7-4 騒音に係る環境基準について(一般地域)

g · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
	基	準 値
地域の類型	昼 間 午前6時から午後10時まで	夜 間 午後10時から翌日の午前6時まで
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	5 5 デシベル以下	4 5 デシベル以下
С	60デシベル以下	5 0 デシベル以下

- (注1) 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
- (注2) AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- (注3) Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- (注4) Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- (注 5) Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。 ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。)については、上表によらず次表 の基準値の欄に掲げるとおりとする。

資7-5 騒音に係る環境基準について(道路に面する地域)

	基 準 値	
地域の区分	昼間	夜 間
	午前6時から	午後10時から
	午後10時まで	翌日の午前6時まで
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	6 0 デシベル以下	5 5 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	6 5 デシベル以下	60デシベル以下

- (注1) 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
- (注2) この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

資7-6 騒音に係る環境基準について(幹線交通を担う道路に近接する空間)

基準	值
昼間	夜 間
70デシベル以下	6 5 デシベル以下
午前6時から午後10時まで	午後10時から翌日の午前6時まで

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。

管7-7 騒音規制法及び大分市騒音防止条例に基づく特定工場等に関する規制基準

<u> </u>	食· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
時間の区分	昼間	朝	夕	夜 間
	午前8時から	午前6時から	午後7時から	午後10時から
区域の区分	午後7時まで	午前8時まで	午後10時まで	翌日の午前6時まで
第1種区域	50デシベル以下	45デシベ	ル以下	40デシベル以下
第2種区域	60デシベル以下	5 0 デシベル以下		45デシベル以下
第3種区域	65デシベル以下	60デシベル以下		50デシベル以下
第4種区域	70デシベル以下	6 5 デシベル以下		5 5 デシベル以下

(注) 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域

第2種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第3種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を 保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域

第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため。 著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

資7-8 振動規制法に基づく特定工場等に関する規制基準

時間の区分区域の区分	昼 間 午前8時から午後7時まで	夜 間 午後7時から翌日の午前8時まで
第1種区域	60デシベル以下	5 5 デシベル以下
第2種区域	6 5 デシベル以下	60デシベル以下

(注) 第1種区域 騒音規制法に基づく第1種区域及び第2種区域

第2種区域 騒音規制法に基づく第3種区域及び第4種区域より都市計画法に基づく工業専用地域及び準工業地域 の一部を除いたもの

資7-9 特定建設作業に関する規制基準

規制内容	区域の区分	騒 音 規制 法 大分市騒音防止条例	振動規制法
特定建設作業の場所の敷地境界に	1号		
おける基準値	2号	85デシベル以下	7 5 デシベル以下
作業時間	1号	午後7時~翌日の午前7時の時間内でないこと	
TI A WIE	2号	午後10時~翌日の午前6時の時間内でないこと	
// 344 n+ BB	1号	1日あたり10時間を超えないこと	
作業時間	2号	1日あたり14時間を超えないこと	
作業の期間	1号	- 連続して6日を超えないこと	
1日本*/別問	2号		
作業日	1号		
	2号		

(注) 第1号区域 騒音規制法及び大分市騒音防止条例に基づく第1種区域、第2種区域及び第3種区域 第2号区域 騒音規制法及び大分市騒音防止条例に基づく第4種区域(振動規制法については、都市計画法に基づく 工業専用地域及び準工業地域の一部を除いたもの)

資7-10 自動車騒音の要請限度

時間の区分区域の区分	昼間 午前 6 時から 午後 1 0 時まで	夜間 午後10時から 翌日の午前6時まで	1 a 区域 専ら住居の用
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	6 5 デシベル	5 5 デシベル	に供される区域   2 b 区域 主として住居   の用に供される区域
a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	6 5 デシベル	3 c 区域 相当数の住居 と併せて商業、工業等の用
b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル	に供される区域
幹線交通を担う道路に近接する区域	75デシベル	70デシベル	

- 1 幹線交通を担う道路 道路法第3条 に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道に あっては4車線以上の車線を有する区間に限る。)並びに道路運送法第2条第8項 に規定する一般自動車道であって 都市計画法施行規則第7条第1号 に規定する自動車専用道路をいう。
- 2 幹線交通を担う道路に近接する区域 2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15メートル、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20メートルまでの範囲をいう。

資7-11 道路交通振動の要請限度

時間の区分 区域の区分	昼 間 午前8時から午後7時まで	夜 間 午後7時から翌日の午前8時まで
第1種区域	6 5 デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	6 5 デシベル

(注)第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、 静穏の保持を必要とする区域

第2種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全 するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、 その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

資7-12 大分市騒音防止条例に基づく一般建設作業に関する規制基準

時間帯区域	昼間	夜 間
第1種区域		
第2種区域	午前7時から午後7時まで 70デシベル以下	午後7時から翌日の午前7時まで 55デシベル以下
第3種区域		
第4種区域	午前6時から午後9時まで 75デシベル以下	午後9時から翌日の午前6時まで 60デシベル以下

資 7-13 大分市騒音防止条例に基づく夜間営業等の騒音の制限

区域	音 量
第1種区域	40デシベル
第2種区域	45デシベル
第3種区域	5 0 デシベル
第4種区域	5 5 デシベル

(注1) 飲食店営業等を営む者は、午後11時から翌日の午前6時までの間においては、規則で 定める基準を超える騒音を発生させてはならない。ただし、風俗営業等の規制及び業務 の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業に該当するものを除く。

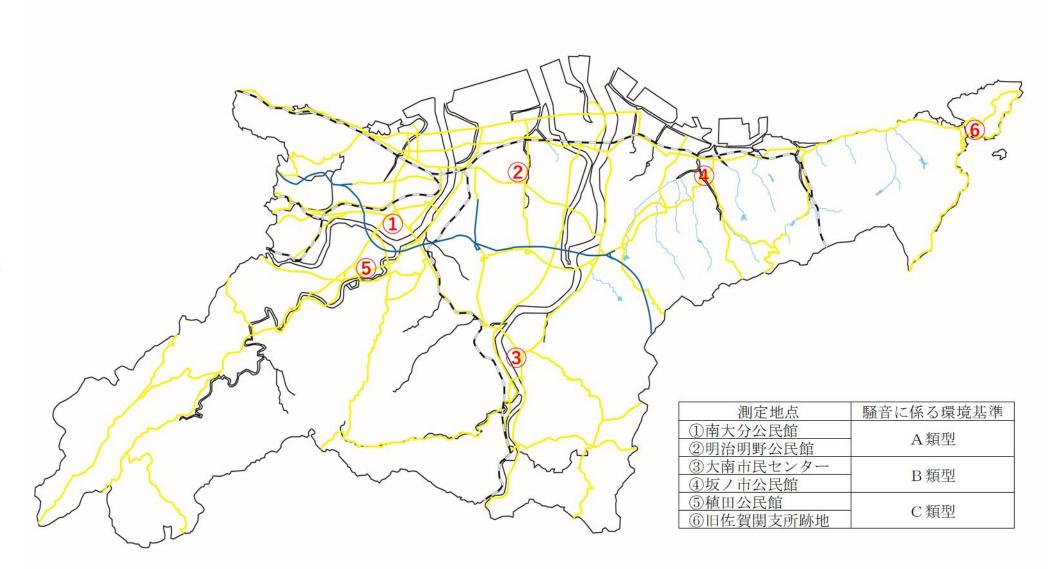
#### (注2)対象となる営業

- 1 食品衛生法施行令第34条の2第2号に規定する飲食店営業
- 2 専らカラオケ装置(ビデオディスク等から伴奏音楽等を再生し、これに合わせてマイクロホンにより歌唱できるように構成された装置をいう。)を使用させて営む営業(前号の規定に該当するものを除く。)

#### 資7-14 大分市騒音防止条例に基づく拡声機の使用の制限

- 1 午後5時から翌日の午前9時までの間は、商業宣伝を目的として、航空機から機外に向けて、拡声機を使用してはならない。
- 2 次に掲げる施設の敷地の周囲50メートル以内の区域においては、拡声機を使用しないこと。
  - (1) 学校教育法第1条に規定する学校
  - (2) 児童福祉法第37条に規定する乳児院及び同法第39条に規定する保育所並びにへき地保育所
  - (3) 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を 有する診療所
  - (4) 図書館法第2条第1項に規定する図書館
  - (5) 老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
  - (6) 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
  - (7) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認 定こども園
- 3 午後8時から翌日の午前9時までの間は、拡声機を使用しないこと。
- 4 地上10メートル以上の箇所において拡声機を使用しないこと。
- 5 同一の場所において拡声機を使用する場合は、拡声機の使用時間は、1回10分以内とし、1回につき10分以上 の休止時間をおくこと。
- 6 移動して拡声機を使用する場合は、同一地点に停止して連続して10分以上使用しないこと。
- 7 拡声機から発する音量が、当該拡声機の直下の地点から10メートル離れた地点(10メートル以内に人の居住する建築物がある場合は、当該建築物の敷地の境界線上の地点)において、次に掲げる区域ごとの音量を超えないこと。

区域	音量
第1種区域	5 5 デシベル
第2種区域	6 5 デシベル
第3種区域	70デシベル
第4種区域	75デシベル



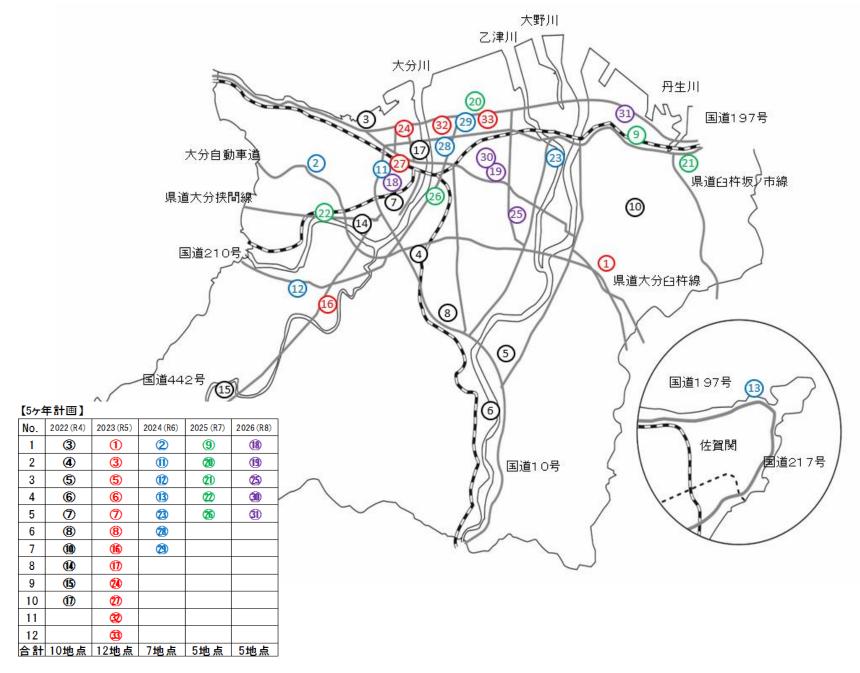
資7-16 環境騒音調査結果(一般地域)

NO	NO. 調査地点		41411.47.111	昼間	<del>**</del> ##	基準値	
NO.			類型用途地域		夜間	昼	夜
1	南大分公民館	A	第1種中高層住居専用地域	49	41		
2	明治明野公民館	A	第1種中高層住居専用地域	46	40	55	45
3	大南市民センター	В	第1種住居地域	47	42	99	45
4	坂ノ市公民館	В	第1種住居地域	50	43		
5	稙田公民館	С	商業地域	51	45	60	50
6	旧佐賀関支所跡地	С	_	48	44	OU	50

資7-17 環境基準達成状況(一般地域)

	測定地点			達成地点		時間区分毎の達成地点				
				<b>美</b> 风地点		昼間	夜間			
類型	用途地域	地点数	地点数	達成率 (%)	地点数	達成率 (%)	地点数	達成率 (%)		
A	第1種中高層住居専用地域	2	2	100	2	100	2	100		
В	第1種住居地域	2	2	100	2	100	2	100		
	商業地域	1	1	100	1	100	1	100		
	C 指定なし		1	100	1	100	1	100		
合 計 6		6	100	6	100	6	100			

資7-18 自動車騒音·道路交通振動調査地点図



資7-19 自動車騒音・道路交通振動調査 評価地点一覧 (5ヶ年計画)

No.	道路名	測定地点	車線数	—————————————————————————————————————	騒音環境基準	要請限度	騒音測定:	結果(Leq)	要請限度	振動測定	結果(L10)
NO.	<b>担</b> 始石	測足地思	<b>半</b> 称致	測足平月口	類型	区域 (騒音)	昼	夜	区域(振動)	昼	夜
1	東九州自動車道	丹川	2	H30. 11. 14 ~ H30. 11. 15	В	b	52	46	1	-	-
2	東九州自動車道	金谷迫	4	R02. 02. 04 ~ R02. 02. 05	В	b	55	48	1	-	-
3	一般国道10号	浜の市	6	R05. 01. 30 ~ R05. 01. 31	С	С	70	Δ 66	2	45	42
4	一般国道10号	宮崎	4	R05. 01. 25 ~ R05. 01. 26	С	С	67	61	2	44	38
5	一般国道10号	中戸次	4	R04. 12. 14 ~ R04. 12. 15	С	С	△ 71	65	2	43	38
6	一般国道10号	中戸次	4	R04. 12. 13 ~ R04. 12. 14	С	С	70	65	2	44	41
7	一般国道10号	古国府	2	R04. 12. 19 ~ R04. 12. 20	С	С	△ 71	65	1	45	40
8	一般国道10号	中判田	2	R05. 02. 02 ~ R05. 02. 03	В	b	70	△ 67	1	43	39
9	一般国道197号	城原	2	R02. 11. 12 ~ R02. 11. 13	В	b	66	61	1	30	30
10	一般国道197号	佐野	4	R04. 11. 09 ~ R04. 11. 10	В	b	54	48	1	35	27
11	一般国道210号	大道	5	R02. 01. 15 ~ R02. 01. 16	С	С	67	64	2	42	40
12	一般国道210号	横瀬	2	R02. 01. 20 ~ R02. 01. 21	В	b	70	64	1	45	38
13	一般国道217号	佐賀関	2	R02. 01. 09 ~ R02. 01. 10	С	С	65	57	2	27	23
14	一般国道442号	奥田	3	R04. 12. 19 ~ R04. 12. 20	С	С	67	61	2	43	40
15	一般国道442号	野津原	2	R04. 12. 06 ~ R04. 12. 07	1	b	67	58	_	40	31
16	一般国道442号	木上	2	H30. 12. 13 ~ H30. 12. 14	В	b	62	53	1	39	27
17	大分臼杵線	錦町	4	R05. 01. 30 ~ R05. 01. 31	С	С	△ 72	Δ 66	2	48	45
18	大分臼杵線	東大道	4	R03. 11. 09 ~ R03. 11. 10	В	b	58	52	1	33	28
19	大分臼杵線	明野北	3	R03. 11. 16 ~ R03. 11. 17	С	С	67	65	2	22	20
20	大在大分港線	向原西	6	R02. 11. 12 ~ R02. 11. 13	С	С	69	65	2	46	41
21	坂ノ市中戸次線	坂ノ市	2	R02. 12. 08 ~ R02. 12. 09	В	b	61	49	1	35	30
22	大分挾間線	賀来	4	R02. 12. 21 ~ R02. 12. 22	В	b	64	58	1	33	32
23	鶴崎大南線	森	2	R01. 12. 18 ~ R01. 12. 19	В	b	68	62	2	38	33
24	大分港線	中島西	4	H30. 11. 13 ~ H30. 11. 14	С	С	61	56	2	39	32
25	松岡日岡線	明野東	2	R03. 11. 16 ~ R03. 11. 17	В	b	67	59	1	37	32
26	下郡宮崎大通り線	片島	4	R02. 12. 21 ~ R02. 12. 22	С	С	70	65	2	43	40
27	金池上野丘線	金池南	4	H30. 10. 30 ~ H30. 10. 31	С	С	63	55	2	45	39
28	東津留1号線	古ケ鶴	4	R02. 03. 11 ~ R02. 03. 12	В	b	60	55	1	33	28
29	萩原明野線	萩原	4	R01. 12. 18 ~ R01. 12. 19	В	b	64	56	1	40	34
30	萩原東明野線	明野北	4	R03. 12. 09 ~ R03. 12. 10	Α	а	63	54	1	26	23
31	大在駅通り線	政所	4	R03. 12. 02 ~ R03. 12. 03	С	С	58	50	2	35	33
32	今津留大津町線	津留	4	H30. 11. 13 ~ H30. 11. 14	С	С	64	57	2	37	31
33	高城駅通り線	高城	4	H30. 11. 14 ~ H30. 11. 15	С	С	59	53	2	35	32

<sup>(</sup>注 1)2022(令和 4)年度は、着色部について測定を実施

<sup>(</sup>注2)△は環境基準超過を示す

資7-20 環境基準達成状況(幹線交通を担う道路に面する地域)

	評価戸数	達	成状況	時間区分毎の達成状況				
区分		戸数	%	<u>星</u> 戸数	%		%	
全体	33, 640	32, 161	95. 6	32, 404	96. 3	32, 522	96. 7	
近接空間	13, 647	12, 668	92.8	12, 794	93. 7	12, 899	94. 5	
非近接空間	19, 993	19, 493	97. 5	19, 610	98. 1	19, 623	98. 1	

(注)近接空間 幹線交通を担う道路に近接する空間

(幹線交通を担う道路の車線数の区分に応じ、道路端から以下に示す距離の範囲)

- (1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 : 15m
- (2) 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路:20m

非近接空間 50mの評価範囲のうち近接空間以外の範囲

# 資7-21 各種届出状況 (特定施設)

# 1. 騒音規制法に基づく特定施設

届出の種類	設置(使	用)届出	使用全	廃届出	数変更	(届出	特定工場	
施設の種類	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数	等 実 数	総数
1. 金属加工機械	1	1			2	3	161	698
2. 空気圧縮機等	1	1			7	20	411	5, 753
3. 土石用破砕機等	2	2	2	-8			52	330
4. 織 機							6	834
5. 建設用資材製造機械	1	1			2	-1	41	61
6. 穀物用製粉機							1	1
7. 木材加工機械					1	2	117	327
8. 抄紙機							2	11
9. 印刷機械							76	271
10. 合成樹脂用射出成形機							4	236
11. 鋳型造型機						•	0	31
合 計	5	5	2	-8	12	24		8, 553
実 数	4		2		10		872	

その他の届出	届出の種類	防止の方法変更届出	氏名等変更届出	承継届出	合計
ての他の油山	件数	0	71	4	75

#### 2. 振動規制法に基づく特定施設

2. 版對於問為仁差 2 ( 和									
届出の種類	設置(使	用)届出	使用全	廃届出	数変更	見届出 しんしん	特定工場		
施設の種類	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数	等 実 数	総数	
1. 金属加工機械	1	1			2	3	124	594	
2. 圧縮機	2	3			10	11	200	805	
3. 土石用破砕機等	2	2	1	-5	1	1	44	238	
4. 織 機							5	716	
5. コンクリートブロックマシン等							7	27	
6. 木材加工機械							24	31	
7. 印刷機械							31	116	
8. ロール機							0	0	
9. 合成樹脂用射出成形機					2	7	4	221	
10. 鋳型造型機							3	29	
合 計	5	6	1	-5	15	22		2,777	
実 数	4		1		12		439		

その他の早出	届出の種類	防止の方法変更届出	氏名等変更届出	承継届出	合計
その他の届出	件数	0	34	1	35

#### 3. 大分市騒音防止条例に基づく特定施設

	シマヤ た ル		は田人	威見山	<b>米</b> 赤田	1 艮 山	# <del></del>	114 44 44 3H
届出の種類			使用全		数変更		特定工場	特定施設
施設の種類	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数	等実数	総数
1. 金属加工機械							46	65
2. 圧縮機及び送風機	24	223	4	-5	9	39	1, 117	7, 542
3. 粉砕機	1	1					9	9
4. 木材加工機械							54	123
5. 合成樹脂成型加工機							0	0
6. 遠心分離機			1	-2			0	3
7. 石材引割機							22	31
8. 紙加工機械							0	0
9. 走行クレーン					1	1	12	18
10. クーリングタワー							22	84
11. ブロックマシン							3	7
合 計	25	224	5	-7	10	40		7,882
実 数	25		4		9		1,286	

その他の早出	届出の種類	防止の方法変更届出	氏名等変更届出	承継届出	合計
その他の届出	件数	0	42	3	45

資7-22 特定建設作業の届出件数の推移

年度 法令	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
騒音規制法	498	525	583	662	661
振動規制法	385	387	453	555	521
大分市騒音防止条例	1, 522	1, 584	1, 640	1, 849	1,855

# 資7-23 各種届出状況(特定建設作業)

# ア 騒音規制法に基づく特定建設作業

年度	2018	2019	2020	2021	2022
特定建設作業の種類	(H30)	(R1)	(R2)	(R3)	(R4)
1. くい打機、くい抜機を使用する作業	14	14	33	17	25
2. びょう打機を使用する作業	0	0	1	0	1
3. さく岩機を使用する作業	473	488	522	622	602
4. 空気圧縮機を使用する作業	9	23	22	15	19
5. コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	0	0	0	4	0
6. バックホウを使用する作業	0	0	4	2	13
7. トラクターショベルを使用する作業	0	0	0	1	0
8. ブルドーザーを使用する作業	2	0	1	1	1
合 計	498	525	583	662	661

# イ 振動規制法に基づく特定建設作業

年度	2018	2019	2020	2021	2022
特定建設作業の種類	(H30)	(R1)	(R2)	(R3)	(R4)
1. くい打機、くい抜機を使用する作業	14	8	24	13	16
2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	0	0	0	0	0
3. 舗装版破砕機を使用する作業	0	0	1	0	4
4. ブレーカーを使用する作業	371	379	428	542	501
合 計	385	387	453	555	521

#### ウ 大分市騒音防止条例に基づく特定建設作業

年度	2018	2019	2020	2021	2022
特定建設作業の種類	(H30)	(R1)	(R2)	(R3)	(R4)
1. くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	59	41	49	75	71
2. ショベル系掘削機を使用する作業	1190	1224	1266	1406	1463
3. コンクリートカッターを使用する作業	226	251	284	302	264
4. 鉄球を使用する作業	0	0	0	0	0
5. ディーゼル発電機を使用する作業	47	68	41	66	57
合 計	1,522	1,584	1,640	1,849	1,855